

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○県職員宿舍規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

告 示

○知事指定薬物の指定の失効

(薬務課)

一

○平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二
第一項に基づく施設の指定)の一部改正について

(水産業基盤整備課)

一

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(同)

二

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

二

○道路の区域変更(八件)

(道路課)

二

○道路の供用開始(四件)

(同)

五

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(都市計画課)

五

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

正 誤

○宮城県公報平成一八年号外第一八号(平成十八年三月三十一日付け)中

六

規 則

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十九日

○宮城県規則第十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「掲げる職員」の下に「(知事が別に定める職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百五十八号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

化学名 (ハ R) ニーメチルーニー(プロバンーニール)ー六ーメチルー九、十ージヒドロ
エルゴリンーハーカルボキシアミド及びその塩類(通称名: M i P L A、M I P L A、N i M e t
h y l i n i s o p r o p y l l y s e r g a m i d e)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

三 指定の効力が失われる日

令和六年三月十九日

○宮城県告示第百五十九号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部を次のように改正し、令和六年三月十九日から施行する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表鮎川漁港の項中

「特定目的岸壁横泊
地」

石巻市鮎川浜地先のうち別図に示す延長三〇
メートル及び幅員一五メートル

を

「マイナス三メートル岸壁、南護岸及び浮桟橋横泊地」を「石巻市鮎川浜地先のうち別図に示す延長二七・五・二メートル及び幅員二五・四メートルから一五メートル」に改める。

○宮城県告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年三月十九日

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎山崎二五の一、一二二の一、字長崎小坂本四八の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字長崎山崎二五の一・一二二の一・字長崎小坂本四八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年三月十九日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和六年三月十九日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号（宮城県知事許可）
加村設備工業株式会社 加村 大輝	宮城県利府町加瀬字男鹿島台二十七番地の一	般一三〇 第一万八千六百四十九号

三 処分の内容

一般建設業許可の取消し

四 処分の原因となった事実

加村設備工業株式会社の役員が、令和五年二月十五日付けで、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者に該当していたことが判明した。

このことは、法第二十九条第一項第二号に該当する。

○宮城県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
牡鹿郡女川町浦宿浜字中崎六番一地从先から 同郡同町浦宿浜字浦宿一六番六地先まで	前	八・一	二七・六	一五四・〇	一五四・〇
	後	九・九	二七・六		

○宮城県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜亘理線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩沼市寺島字新野中三九〇番地先から 同市寺島字新野中三七〇番地先まで	前	二七・八	三〇・六	四二・九	四二・九
	後	二七・八	三八・八		

○宮城県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市唐桑町東舞根一四一番二地先から 同市唐桑町浦一三二番一地从先まで	前 A	一三・五	一三六・八	一一七四・九	一一七四・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一一・五	一一七四・九			
	後 A	—	—			
	後 B	一一・五	一四七・一			

○宮城県告示第百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台岩沼線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市愛島笠高字一本木一九一番五地先から 同市愛島笠高字向田五九番一地从先まで	前	一四・〇	四七・一	三一四・九	三一四・九
	後	一四・〇	四七・一		

○宮城県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館栗駒公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
		一四・七	一二・一	二七・二	八八・三
		三三・八			八八・三

○宮城県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 矢本河南線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
		一三・六	二二・五	二八・六	五〇・八
		一九・五			五〇・八

○宮城県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
B	A	B	A			
六・七	六・〇	—	六・〇	一〇九・〇	—	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
二二・〇	一八・〇	—	—	一〇九・〇	—	
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	

○宮城県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大衡仙台線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後		
三三・〇	六四・一	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

黒川郡大和町テクノヒルズ八三番一二地先

から 同郡同町小野字岩倉五三番二九地先まで	後 二五・一 四八・九	一三四・七
--------------------------	-------------------	-------

○宮城県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字中崎六番一地从先から 同郡同町浦宿浜字浦宿一六番六地先まで 同郡同町浦宿浜字小屋ノ口無番地先まで	令和六年 三月二十一日

○宮城県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	栗駒岩出山線	栗原市一迫真坂字清水花栗三一番一〇五地先から 同市一迫真坂字清水花栗三一番九〇地先まで	令和六年 三月二十五日

○宮城県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土

木事務所において一般の縦覧に供する。
令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	伊具郡丸森町大張大蔵字中平八一番四地先から 同郡同町大張大蔵字銅谷一番二地先まで	令和六年 三月十九日

○宮城県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大衡仙台線	黒川郡大和町テクノヒルズ八三番二二地先から 同郡同町小野字岩倉五三番二九地先まで	令和六年 三月十九日

○宮城県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
仙台市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
1 種類
仙塩広域都市計画公園事業
- 2 名称
五・五・五号 高砂中央公園
- 三 事業施行期間

「平成五年十二月十四日から令和六年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十四日から令和八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分
変更なし

2 使用の部分
変更なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年三月十九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県利府町神谷沢字金沢十二番五十一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
埼玉県志木市柏町五丁目五番三十八号
社会福祉法人タイケン福祉会

正 誤

○宮城県公報平成一八年号外第一八号（平成十八年三月三十一日付け）中

正

誤

ページ

一一一 交付
判定機関

一一三 交付
判定機関

交付
判定期間